

「福祉国家」プロジェクトセミナー

1月15日 埋橋孝文氏・大沢真理氏

報告：埋橋孝文氏

「税・社会保障制度における専業主婦への「配慮」 オーストラリア・ドイツ・日本・スウェーデン・イギリス・アメリカの6カ国について」

今日は、税・社会保障制度における専業主婦への「配慮」を、上に挙げた6つの国についてシュミレーションした結果に基づいて報告をさせていただきます。これは、大沢氏が会長をされている内閣男女共同参画影響調査委員会のワーキンググループとしての作業そのものです。そこから私がこれまで行ってきた国際比較の視点で、いくつかのインプリケーションを得たので、今回はそれを中間的なアウトプットとして発表させていただきたいと思います。この作業自体は、先週末に終了したところで、作業に9割、あとの考察にはまだ1割もとりかかっていないところで、見落としている点があるかと思しますので、アドバイスをいただければと思います。

男女共同参画影響調査委員会の方では、女性のライフコース別受け払いのシュミレーションがテーマなのだが、私のできることは、海外での税・社会保障制度のコードないしパラメータを導き出して、日本の現状にその制度を導入するとどの程度変わるのかを予測することである。その際には海外の税・社会保障制度の特徴をきちんとつかんでおく必要がある。私は、このような、影響調査委員会の議論の準備のようなことをしており、そこから今日の報告をさせていただくことになった。

まず、いくつかの前提条件をお話したい。一つは税と社会保障制度を一括して見ているということである。日本では、税は財政学、社会保障制度は社会保障研究というように分かれているのだが、たとえばアメリカのAFDCからTANFに変わったときに、税制の方もEITC (earned income tax credit) が拡大されている。クリントンの福祉改革は、実は税制改革と表裏一体であった。EITCは、低所得者への配慮がキャッチフレーズとして前面に打ち出されている。福祉改革では、支給期間が限られたり、就労を義務付けたりするなど、実際かなり厳しくなっているのだが、一方で税制上での寛大な措置があった。このことからしても、税と社会保障制度は別々に論じていては全体像が見えにくく、ワンセットにして考えることが重要ではないかと思う。

とはいうものの、この間行ってきたことは、各国の所得税制について、税理士さんの地道に、いくつかの仮定のもとで税を計算していくという、大変時間のかかる作業であった。とはいうものの、他人の禪で相撲をとるような研究も多いなかで、世界を駆け抜けて税を計算するという経験も、決してマイナスではなかったと思う。いくつかのおもしろい発見もあった。財政学の方には既知のことかもしれないが、ドイツでは二次関数を用いて

税額を計算していることを知った。また、日本では人的所得控除が大変多いということが分かった。限界税率の高い所得階層の高い人にとって、所得控除というものは大きな減税になるのだが、こうしたものをやめて税額控除にするか、あるいは給付に一元化した方が、制度的にすっきりするというのを、改めて確認させられた。

1．問題の所在

この作業から、いろいろの部門に考察を広げていきたいと思っているが、今回は、専業主婦を持つ世帯に対して各国の税・社会保障制度がどのように対応しているかを、世帯所得を一定にして明らかにするということに限定して、報告させていただく。世帯所得を一定にするということが一つのポイントで、ここでは水平的再分配を検証するということになる。

レジュメの図にある「与件」というのは、専業主婦のいる片働き家族、共働き家族、というような家族形態の違いである。このような違いが、税・社会保障制度を通して、税額・社会保障負担額の違いとなって表れるのであるが、本報告は、税・社会保障制度がどのような違いをもたらすのかを検討する。その際、考慮すべき制度上のパラメータとして、

1) 課税単位、2) 課税最低限、3) 所得控除、4) 税率、5) 税額控除、6) 社会保険料、7) 現金移転がある。

ところで最近ルクセンブルク・インカム・スタディーズを通していろいろな研究が進んでいる。それらの方法と私の方法がどのように違うかということであるが、ルクセンブルク・インカム・スタディーズは成果＝アウトカム、すなわちどういう違いが生まれてきたかだけに注目しているが、今回の報告では、なぜそのような成果の違いが生まれたかを制度面から見ていくということである。

2．資料と方法

資料は、OECDのTaxing Wage 1999-2000,2000Editionを用いた。

方法1：異なる世帯所得レベル(各国の平均を100%として、67%、100%、133%、167%)ごとに、片働き世帯と共働き世帯の税率・社会保障負担の違いをシュミレートする。今回は子ども0人のケースに絞っている。

方法2：異なる世帯所得レベルごとに、片働き世帯と単身世帯の税・社会保障負担の違いをシュミレートする。

方法3：上の違いをもたらしている(もたらしていない)制度上の特徴(パラメータ)を各国ごとに明らかにする。

今回は限定的なことしかご報告できないが、他にも応用できるかと思うので、是非アドバイスをお願いしたい。

3．結果1(税負担率を中心に)

方法1によって、片働き世帯と共働き世帯で、税・社会保障負担額がどのように違うかを検討した結果である。

イギリス、オーストラリアでは、片働き世帯の方が共働き世帯よりも税負担率がかなり高い（イギリスでは社会保険料も高い）。つまり、専業主婦への「配慮」をしていないということがここから言える。

ドイツ、日本、スウェーデンでは、若干の違いはあるがほぼ同じ。細かく見れば、日本では片働きの方が税が低く、「配慮」を若干している。スウェーデンでは逆に「配慮」していない。いずれにしても大きな違いではなく、ほぼ同じといえるだろう。

アメリカでは全く同じである。

なぜこのような違いがもたらされたのだろうか。

オーストラリアの場合は、世帯の課税所得が同じでも税率が異なるためである。たとえば100%の世帯所得で100:0の場合と50:50の場合を考えると、累進税率になっているため、50:50の方が税率が低くなる。従って、結果的に共働き世帯の方が税負担が低くなる。

イギリスの場合は、働いている妻の基礎控除（4335ポンド）があり、これは専業主婦にはない。これによって課税所得が異なってくる。社会保険料についても、保険料の計算式が、 $(\text{粗所得} - 3432) \times 10\%$ であるため、片働きの方が高くなる。

オーストラリアとイギリスは、ともに片働きの税・社会保障負担が重いが、その理由はこのように異なっている。

ドイツの場合は、合算して二分の一にするという方式をとっている。アメリカも同じである。従って、ドイツとアメリカは、課税単位が全くの個人ではなく、世帯単位的なものを使っているということになる。二分二乗方式では、100:0でも50:50でも基本的に差がない。共働き世帯には給与所得控除が二人分あるが、最終的な税額にはあまり影響を及ぼさない（2000と4000マルク）。

日本の場合は、多くのケースで、配偶者控除（含む・特別配偶者控除）が最大76万円ある。妻が働いている場合には、妻の基礎控除38万円+妻の勤労控除があるが、実際には76万円にいたっておらず、配偶者控除の方が大きい。つまり片稼ぎの方が所得控除が多くなってしまい、片働きの方が税が低くなる。

スウェーデンでは、多くのケースで所得控除の基礎控除と税額控除のその他が片働きでは少ないため、やや片働きの方が、税が高い。

アメリカは、課税単位が世帯であり（選択制）しかも所得控除や税額控除、社会保険料も差が生じない形になっている。先ほど、イギリスでは所得控除の基礎控除が妻が働いている場合があると申しましたが、アメリカにもこの制度はあるが、その場合は妻が働いていなくても与えられる。

4．結果2（税負担率を中心にして）

単身世帯と片働き世帯の税率を比較すると、オーストラリアとスウェーデンは全く同じ、ドイツ、日本、イギリス、アメリカは、片働き世帯の税率の方が単身世帯の税率よりも小さい。後者の方が専業主婦に対して「配慮」しているということになる。

このような違いをもたらしている制度の特徴は何だろうか。

オーストラリアでは、所得控除制度そのものがなく、子が 0 の場合には税額控除もないためである。

スウェーデンでは、所得控除も税控除もあるが、単身でも片働きでも同じものが適用されるためである。

ドイツの場合は、二分二乗方式をとっているため、単身者よりも片働き夫婦の方が（累進税率なので）低い税率になる。

日本の場合は、配偶者控除（含む・特別配偶者控除）があるためである。

イギリスの場合は、税控除の配偶者控除（Married or head of family）197 ポンドがあるため。これは、結婚しているかシングルマザーの世帯、つまり単身者以外に適用される。

アメリカでは、専業主婦に対しても与えられる所得控除の基礎控除があるため。

ここまで、方法 1 と方法 2 の結果と、その要因を探ってきたのだが、それでは 1 と 2 の結果を合成すればどうだろうか。「配慮」していない国が、1 ではイギリスのオーストラリア、2 ではオーストラリアとスウェーデンということになって、片方しか見ないと「配慮」がわかりにくい。片働きへの「配慮」を、共働きとの比較と、単身世帯との比較の両面から見ていけば、特徴がより明らかになるだろうと思う。

オーストラリアが、片働きと単身の負担が同じで、共働きよりも片働きの負担が重く、もっとも「配慮」していない国ということになる。イギリスとスウェーデンが次に「配慮」していない国ということになる。スウェーデンは単身と片働きがイコール、イギリスでは共働きより片働きの方が負担が重いからである。残りのドイツ、日本、アメリカは、等号・不等号の向きが全く同じで、この三カ国がもっとも「配慮」している国と言えるだろう。

今後どのようなことが可能かということに、最後にすこし触れたい。日本をオーストラリア、スウェーデンと同じような形にするためには、どの程度配偶者控除を減らすのか、あるいはなくしてしまうのか、という具体的な数値まで導き出すのは可能かと思う。こうしたことが、おそらくワーキングチームの方でも要求されているのだと思う。今回は、専業主婦世帯への「配慮」について、日本がどのような位置にあるのかということに絞って見てきた。